

総務文教常任委員会

平成24年10月29日(月)午前 時 分～
第3委員会室

1 開議

2 事務局日程説明

3 議案審査

教育部

(1) 第1号議案 亀岡市立亀岡中学校校舎耐震補強並びに大規模改修工事(建築)請負契約の変更について
<説明～質疑>

4 討論～採決

5 委員長報告の確認

6 その他

総務文教常任委員長報告

(H24.10.29)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告いたします。

第1号議案、亀岡中学校校舎耐震補強並びに大規模改修工事（建築）の請負契約の変更については、現在施工中の工事において、既存の躯体^{くたい}に補修の必要性が生じたこと等により契約金額を増額する旨の契約変更をしようとするものであります。

本議案は、去る9月定例会において、本委員会で審査、採決後、撤回され、本臨時会で再提案されたものであります。この度、改めて審査した結果、議案内容そのものは耐震補強工事の所期の目的達成のために必要な補修であることを理解し、採決の結果は全員をもって可決すべきものと決定しました。

しかしながら、議案提案にあたっての手續の不具合等々、執行体制のあり方に対して質疑が集中いたしました。

市長が提案理由説明の中で、反省の弁並びに今後の適切な対応に向けて指示を徹底された旨、述べられたところではあります。あえて、本件を教訓とされたく、以下の点を改めて指摘するものです。

- 1 発注担当課、現場担当課、契約検査担当課、法制担当課等々関係各課の連携を図り、^{いろいろ}遺漏のない業務執行にあたること。

- 2 変更議決の必要が生じた場合は、議決責任を有する議会への適切な時期における報告、速やかな議案提案をされること。
- 3 執行上認められている運用の範囲はあるとは言え、まずは法の原理原則の確認、理解の上に立ち、そのうえで適切な対応は何かを常に判断されたいこと。

以上を指摘するとともに^{もうせい}猛省を促すものであります。

今、議会は二元代表制のもとで更なる慎重審議に努めているところであり、執行部におかれてもその旨十分に理解され、今後は、円滑な業務執行が進むことを切に要望するものであります。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。

* 亀岡中学校変更議案に係る柏木小学校(甲賀市)案件との比較

学校名	亀岡中学校	柏木小学校(滋賀県甲賀市)
工事概要	耐震改修・大規模改修	耐震改修・大規模改修
工期	平成23年6月21日～平成25年3月25日	平成24年3月3日～平成24年10月31日
請負金額	689,850,000-	185,430,000.-
変更増加額	47,125,050.- (6.83%)	9,371,250.- (5.05%)
変更内容及び金額確定	平成24年7月	平成24年7月
変更理由	耐震改修工事における既設躯体の欠損部分修復	外壁改修工事におけるモルタル等の浮き部補修
審議時における変更箇所の現状	施工済み	施工済み
変更箇所の特定が遅れた理由	仕上げモルタル、天井材等により被覆されていた	足場設置時点まで、本格調査不可能
変更議案上程議会	平成24年9月議会	平成24年9月議会
審議時における現場出来高	約60%	約94%
工事の執行率について	残工事金額が約275,000,000(40%)あり、追加工事分は、内容変更により充分吸収できる	当初契約分は、ほぼ施工済みであり、追加工事分の吸収は困難な状況である 本工事は、夏休み中に作業を終わらせるため、臨時市議会も開かれないまま7月28日から8月27日に工事が行われたものである
審議等における主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・設計時に何故わからなかったか ・変更に関して、安易に考えている ・教育委員会、建築住宅課の連携が必要 ・現場状況を勘案し、工事を継続したのは一定理解するが、委員会等で事前に説明するべきであった 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計時に何故わからなかったか ・議会は、金額及び変更内容の妥当性を審議すべきである(反対討論の内容) ・議案上程時に現場状況も含めて説明すべきであった ・子供の安全を優先して工事を先行したのは、理解できる(賛成討論の内容)
議決		可決(賛成約70%)

2-2 追加工事等に伴う追加・変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3）

【建設業法上違反となる行為事例】

- ①追加工事又は変更工事が発生したが、発注者が書面による契約変更を行わなかった場合
- ②追加工事又は変更工事について、これらの工事に着手した後又は工事が終了した後、書面により契約変更を行った場合

上記①及び②のケースは、いずれも建設業法第19条第2項に違反するほか、必要な増額を行わなかった場合には同法第19条の3に違反するおそれがある。

(1) 追加工事等の着工前に書面による契約変更を行うことが必要

建設業法第19条第2項では、請負契約の当事者は、追加工事又は変更工事（工事の一時中止に伴う中止期間中の工事現場の維持、工事体制の縮小及び工事の再開準備を含む。以下「追加工事等」という。）の発生により当初の請負契約書（以下「当初契約書」という。）に掲げる事項を変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととなっている。これは、当初契約書において契約内容を明定しても、その後の変更契約が口約束で行われれば、当該変更契約の明確性及び正確性が担保されず、紛争を防止する観点からも望ましくないためであり、災害時等でやむを得ない場合を除き、原則として追加工事等の着工前に、契約変更を行うことが必要である。

発注者及び受注者が追加工事等に関する協議を円滑に行えるよう、建設工事の当初契約書において、建設業法第19条第1項第5号に掲げる事項（当事者の一方から設計変更等の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め）について、できる限り具体的に定めておくことが望ましい。

なお、追加・変更契約を行うべき事由及びその方法については、公共約款、民間約款等において規定しているほか、国土交通省等では、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」や「工事一時中止に係るガイドライン」を策定している。

(2) 追加工事等の内容が直ちに確定できない場合の対応

工事状況により追加工事等の全体数量等の内容がその着工前の時点では確定できない等の理由により、追加工事等の依頼に際して、その都度追加・変更契

約を締結することが不合理な場合は、発注者は、以下の事項を記載した書面を追加工事等の着工前に受注者と取り交わすこととし、契約変更等の手続については、追加工事等の内容が確定した時点で遅滞なく行う必要がある。

- ① 受注者に追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容
- ② 当該追加工事等が契約変更等の対象となること及び契約変更等を行う時期
- ③ 追加工事等に係る契約単価の額

(3) 追加工事等に要する費用を受注者に一方的に負担させることは、不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ

追加・変更契約を行う場合には、追加工事等が発生した状況に応じ、当該追加工事等に係る費用について、発注者と受注者との間で十分協議を行い決定することが必要である。発注者が、受注者に一方的に費用を負担させたことにより、請負代金の額が当初契約工事及び追加工事等を施工するために「通常必要と認められる原価」（16ページ「3. 不当に低い発注金額」参照）に満たない金額となる場合には、受注者の当該発注者への取引依存度等の状況によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。